

一般国道24号、165号の維持管理を国の責任において
実施することを求める意見書

全国には、一級河川（約87,560km）、二級河川（約36,010km）、準用河川（約20,030km）があり、一級河川（109水系）を「国土安全上又は国民経済上特に重要な水系」として国土交通大臣が直接管理することになっています。さらに、一級河川のうち重要な河川約10,530km（全体の7.3%）を国が、その他の河川は都道府県や自治体が、役割を分担して管理しています。

日本は、「災害列島」と呼ばれているように、毎年、台風や地球温暖化が原因といわれるゲリラ豪雨が発生しています。日本の国土には、国土面積の約1割にすぎない河川の洪水氾濫区域内に、約5割の人口と約3／4の資産が集中しており、ひとたび、洪水が発生すれば深刻な被害が生じます。

また、全国には、高速道路や国道・都道府県道・市町村道など、約120万kmの道路があります。そのうち、高速道路が約7,500km（0.6%）、一般国道のうち国が直接管理している区間が約22,800km（1.9%）、都道府県・政令市が管理している区間が約31,900km（2.6%）、都道府県道が約129,400km（10.7%）、市町村道が約1,012,100km（84.1%）となっており、それぞれが役割を分担して管理しています。

一般国道のうち直接国が管理している区間は、国土全体の経済社会活動を支える広域的な幹線道路網となっており、管理延長では全体の1.9%にすぎませんが、交通量では全体の19%を担い、大型貨物車交通量は30%に達し、まさに国民生活を支える人と物の移動に不可欠な大動脈となっています。

地球温暖化が原因といわれるゲリラ豪雨や毎年のように発生する台風による被害、今年3月に起こった東日本大震災をはじめ、近い将来に起こるといわれている東南海地震などが想定される中で、地域の住民の皆さんからは「防災は国の責任で」の声が広がっており、国による防災体制の強化が強く求められています。

また、国民の生活を支えるために造られた橋梁や下水道をはじめとする公共構造物の老朽化がすすみ、一斉に更新期を迎えようとしています。こうした公共構造物を維持管理する予算が削減され、老朽化による橋の落下や道路陥没、水道管の破裂など、国民の生活と生命に関わる重大な事態が発生してしまいます。こうした深刻な事態から国民生活を守るためにも、防災・生活関連公共事業を拡充することが重要です。

私たちは、憲法25条に規定された「生存権」は国の責任において実施すべきであり、ナショナルミニマムを担うべき国の責任と役割を放棄し、地方自治体に押しつけるべきではないと考えています。

国と地方がそれぞれの責任で、お互いが連携して安心・安全の国土をつくり、災害から国民の生命・財産を守ることが求められています。

近畿地方整備局奈良国道事務所では、一般国道２４号、１６５号の除雪作業などの維持管理業務、橋梁の耐震補強・修繕、法面防災などの防災事業、交通事故対策などの交通安全対策事業などを行っています。

特に一般国道２４号は、京都市と和歌山市を結ぶ約１４０ｋｍの直轄国道で、奈良県を南北に縦断する重要な幹線道路であり、安心・安全な交通を確保する上でも維持管理は重要です。

よって、国民の命と財産を守ることは「国の責務」として存続するよう以下の項目について、国に対して強く要望いたします。

記

- １．一般国道２４号、１６５号の維持修繕・防災・交通安全事業を国の責任において実施すること。
- ２．公共事業予算を防災、生活関連、維持管理に重点配分すること。
- ３．災害時でも迅速に対応できる、近畿地方整備局奈良国道事務所の体制を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年６月２３日

大和高田市議会